

## 公共工事特定業種退職金共済契約促進及び退職金共済証紙貼付状況確認規程

### (目的)

第1条 この訓令は、公共工事の受注者が中小企業者である場合において、当該受注者に対し特定業種退職金共済契約締結の促進及び中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第44条第4項の規定による退職金共済手帳への共済証紙の貼付状況の確認を行うことにより、建設労働者の福祉の向上と建設業の健全な発展に資するとともに公共工事の適切な施工を確保することを目的とする。

### (対象)

第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共工事 市が請け負わせる建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。
- (2) 建設業者 建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。
- (3) 受注者 公共工事を請け負う建設業者をいう。
- (4) 中小企業者 中小企業退職金共済法（昭和34年法律第160号）第2条第1項第1号に該当する者をいう。
- (5) 特定業種退職金共済契約 中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する特定業種退職金共済契約をいう。
- (6) 建設業 建設業法第2条第2項に規定する建設業をいう。
- (7) 建設労働者 期間を定めて建設業者に雇用され、建設業に従事することを常態とする者をいう。
- (8) 被共済者 中小企業退職金共済法第2条第7項に規定する被共済者をいう。
- (9) 発注課長 公共工事を所管する事務を監督する職務を行う者をいう。
- (10) 共済証紙 中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年労働省令第23号）第86条第1項の退職金共済証紙をいう。
- (11) 下請業者 受注者が請け負った公共工事の一部を請け負わせた他の建設業者（当該他の建設業者が更に他の建設業者に公共工事の一部を請け負わせた場合は、当該更に請け負わせた他の建設業者を含む。）をいう。

### (対象)

第3条 この訓令の対象となるのは、1件当たりの契約金額が5,000,000円以上の公共工事とする。

(特定業種退職金共済契約締結の促進)

第4条 発注課長は、前条の公共工事の請負契約を締結した場合において、受注者が中小企業者で特定業種退職金共済契約を締結していなかったときは、速やかに締結するよう指導するものとする。

2 発注課長は、5,000,000円未満の公共工事についても、受注者が中小企業者で特定業種退職金共済契約を締結していない場合には、締結に努めるよう指導するとともに、公共工事の入札参加者に対し特定業種退職金共済契約の周知徹底に努めるものとする。

(共済証紙購入確認)

第5条 発注課長は、公共工事の請負契約を締結した場合は、受注者に、建設業退職金共済証紙購入報告書(様式第1号。以下「購入報告書」という。)並びに共済証紙の代金として中小企業退職金共済法施行規則第83条第1項第4号に規定する特定業種受託金融機関が独立行政法人勤労者退職金共済機構建設業退職金共済約款(平成15年10月1日独立行政法人勤労者退職金共済機構制定。以下「約款」という。)第4条に規定する額に被共済者の延べ就労日数を乗じて得た額の記載のある領収書として交付された当該請負契約締結の日以後の日付のある掛金収納書(以下「収納書」という。)を当該請負契約締結の日から1月以内に提出させるものとする。この場合において、公共工事に下請業者があるとき(受託者が下請業者の共済証紙の購入に係る事務を受託したときを除く。)は、特定業種受託金融機関が下請業者に交付した当該請負契約締結の日以後の日付のある収納書を併せて提出させるものとする。

2 前項前段の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に定める書類を提出するものとする。

(1) 被共済者の延べ就労日数を把握していない場合 購入報告書並びに共済証紙の代金として公共工事の請負契約の額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)に別表に定める区分に応じて定める割合、当該公共工事に係る建設労働者に対する被共済者の割合及び100分の70を乗じて得た額の記載のある領収書として交付された当該請負契約締結の日以後の日付のある収納書

(2) 被共済者の数を把握していない場合等前項前段に規定する期間内に購入報告書及び納入書を提出できない正当な理由がある場合 建設業退職金共済証紙購入報告書の遅延理由申出書（様式第2号）

3 第1項後段の規定は、前項の規定により同項第1号に定める書類を提出する場合について準用する。

4 発注課長は、第1項又は第2項第1号の規定により提出を受けた購入報告書に記載された共済証紙購入額が、約款第4条に規定する額に当該公共工事の設計の際に算出した建設労働者の延べ就労日数及び100分の70を乗じて得た額と比較して合理的な範囲を超えて不足していると認められる場合は、受注者に当該購入報告書にその理由を記載させるものとする。

（建設業退職金共済証紙購入報告書に記載した共済証紙に不足が生じた場合の取扱い）

第6条 発注課長は、前条第4項に該当する場合において共済証紙の不足を補う必要があると認めたとき及び公共工事の工期が変更される等により同条第1項又は第2項第1号の規定により提出を受けた購入報告書に記載された共済証紙購入額に係る共済証紙に不足が生じると認められる場合は、受注者に遅滞なく当該不足分に係る購入報告書及び収納書を提出させるものとする。

2 前条第1項後段の規定は、前項の規定による購入報告書及び収納書の提出について準用する。

（標識提示の指導）

第7条 発注課長は、約款第25条第1項の規定により配付される「建設業退職金共済制度適用事業主工事現場」標識を公共工事の現場の出入口、現場事務所等の見やすい場所に掲示するよう受注者に指導するものとする。

（共済証紙貼付状況の確認）

第8条 発注課長は、公共工事が完了したときは、吉川市建設工事請負契約約款（平成16年吉川市告示第107号様式第35号）第31条第1項の規定による通知と併せて、建設業退職金共済証紙貼付実績報告書（様式第3号。以下「貼付実績報告書」という。）を受注者に提出させるものとする。

2 第5条第1項後段の規定は、前項の場合について準用する。

3 発注課長は、第1項及び前項の規定により準用する第5条第1項後段の規定により提出を受けた貼付実績報告書に記載された共済証紙の数が、同条第1項又は第2項第1号

(第6条第1項又は同項及び同条第2項の規定の適用がある場合にあっては、これらの規定を含む。)の規定により提出を受けた購入報告書に記載された共済証紙購入額に係る共済証紙の数と比較して合理的な範囲を超えて少ないと認められる場合は、受注者に当該貼付実績報告書にその理由を記載させるものとする。

4 発注課長は、前項の理由に合理性がないと認められるときは、速やかに財政課長に報告するものとする。

(下請業者に係る指導)

第9条 発注課長は、公共工事に下請業者がある場合には、受注者に対し、次に掲げる事項を指導するものとする。

- (1) 下請業者の特定業種退職金共済契約締結の促進に努めること。
- (2) 下請業者に共済証紙又は共済証紙の代金相当額を交付すること。
- (3) 下請業者の規模が小さく、特定業種退職金共済契約に関する事務処理能力が十分でないと思われる場合は、受注者においてできる限り当該事務の受託に努めること。
- (4) 下請業者に請け負わせた公共工事の一部に係る次に掲げる書類を提出させること。

ア 第5条第1項後段(同条第3項及び第6条第1項において準用する場合を含む。)の収納書

イ 前条第2項において準用する第5条第1項後段の貼付実績報告書

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、平成28年12月1日から施行する。

(適用区分)

2 この訓令の規定は、この訓令施行の日以後に入札又は見積合わせが行われる公共工事について適用する。

別表（第5条関係）

1 土木工事

<p>工事の種類</p> <p>道路、駐車場、通路、空き地等を砂利、アスファルト等で整備舗装する工事（管又は電線路埋め戻しによる工事を除く。）</p> <p>請負契約の額</p>	<p>道路、駐車場、通路、空き地等を砂利、アスファルト等で整備舗装する工事（管又は電線路埋め戻しによる工事を除く。）</p>	<p>橋梁、高架道、モノレール等の高架鉄道、歩道橋、立体交差道、高架連絡橋、高架連絡通路等の工事及びこれらの工事に付帯する土木工事</p>	<p>トンネル（沈理工法によるものを含む。）、地下鉄道、地下通路等の工事及びこれらの工事に付帯する土木工事</p>	<p>堤防、<sup>せき</sup>堰、防波水門、消波堤、護岸、よう壁、防災調整池、山腹工事等の工事及びこれらの工事に付帯する暗<sup>きよ</sup>渠工、地下水遮断工、集水井工等の土木工事</p>	<p>川底にたまった土砂、砂利等の掘削及び撤去工事（当該土砂、砂利等の運搬、残土処分等を一括して行う場合を含む。）、畑、沼地等の埋立宅地造成、橋梁築造等のための築島、河川等のしゅんせつ等の工事及びこれらの工事に付帯する土木工事</p>	<p>左の各欄に掲げる以外の土木工事</p>
<p>5,000,000円以上10,000,000円未満</p>	<p>1,000分の3.5</p>	<p>1,000分の3.5</p>	<p>1,000分の4.5</p>	<p>1,000分の4.1</p>	<p>1,000分の3.7</p>	<p>1,000分の4.1</p>

10,000,000円以上50,000,000円未満	1,000分の3.3	1,000分の3.2	1,000分の3.6	1,000分の3.8	1,000分の2.8	1,000分の3.6
50,000,000円以上100,000,000円未満	1,000分の2.9	1,000分の2.8	1,000分の2.8	1,000分の3.1	1,000分の2.7	1,000分の3.1
100,000,000円以上500,000,000円未満	1,000分の2.3	1,000分の2.1	1,000分の2.1	1,000分の2.5	1,000分の1.9	1,000分の2.3
500,000,000円以上	1,000分の1.7	1,000分の1.6	1,000分の1.9	1,000分の1.8	1,000分の1.7	1,000分の1.8

## 2 建築工事

請負契約の額	工事の種類	住宅又は宿舎、寮、寄宿舎、合宿所若しくは研修所の宿泊棟等の住宅に該当する建物（これらの建物に附帯する物置、トイレ、土蔵、車庫等の附属建築物を含む。）及びその設備工事	官庁、校舎、図書館、体育館、保養所、宿泊所、研修所等の被住宅に該当する建物（これらの建物に附帯する物置、トイレ、車庫等の附属建築物を含む。）及びその設備工事
--------	-------	--	--

5,000,000円以上10,000,000円未満	1,000分の4.8	1,000分の3.2
10,000,000円以上50,000,000円未満	1,000分の2.9	1,000分の3.0
50,000,000円以上100,000,000円未満	1,000分の2.7	1,000分の2.5
100,000,000円以上500,000,000円未満	1,000分の2.2	1,000分の2.1
500,000,000円以上	1,000分の2.0	1,000分の1.8

### 3 設備工事

請負 契約の額	工事 の種類	地中、架空、水中等屋外の送電線、配電線、通信・電話線及びケーブル、光ファイバークーブル、PHS等無線アンテナ、街灯、ライトアップ施設、これらの支持柱、支持鉄塔等並びにこれに設置された変圧設備等の工事、電線路共同溝の工事並びにこれらの工事に付帯する工事	工場等の動力設備、機械基礎、築炉、変電設備、屋外通信・電話設備、電光文字設備、遊戯設備、有線・無線電話機械据付、石油又は天然ガスの掘削設備、電気信号設備等の機械単独工事又は各種プラント（建築物内に係るものを除く。）及びこれらの工事に付帯する工事
5,000,000円以上10,000,000円未満		1,000分の2.9	1,000分の2.2
10,000,000円以上50,000,000円未満		1,000分の2.1	1,000分の1.7
50,000,000円以上100,000,000円未満		1,000分の1.8	1,000分の1.4
100,000,000円以上500,000,000円未満		1,000分の1.4	1,000分の1.1
500,000,000円以上		1,000分の1.1	1,000分の1.1

年 月 日

（宛先）

課長

所在地

名称

代表者名

⑩

建設業退職金共済証紙購入報告書

次のとおり共済証紙を購入したので、報告するとともに、掛金収納書を提出します。

工 事 名			
契約年月日			
被共済者の延べ 就労日数を把握 していない場合	$\frac{\text{_____工事}}{\text{請負金額}} \times \frac{\text{_____}}{1,000} \times \frac{\text{公共工事における被共済者の建設労働者に対する割合}}{70\%}$		円
	$\frac{\text{_____工事}}{\text{請負金額}} \times \frac{\text{_____}}{1,000} \times \frac{\text{公共工事における被共済者の建設労働者に対する割合}}{70\%}$		円
共 済 証 紙 購 入 額			円
[掛金収納書の提出がないか又は共済証紙の購入額が不足した場合の理由]			

※被共済者とは、中小企業退職金共済法第2条第5項に規定する被共済者をいう。

年 月 日

（宛先）

課長

所在地

名称

代表者名

㊟

建設業退職金共済証紙購入報告書の遅延理由申出書

次の公共工事に係る建設業退職金共済証紙購入報告書につきましては、契約後1か月以内に提出することができません。

つきましては、提出できない理由の解消後、速やかに掛金収納書とともに建設業退職金共済証紙購入報告書を提出します。

工 事 名	
契 約 年 月 日	年 月 日
共済証紙購入予定時期	年 月 日
〔期限内に提出ができない理由〕	



